

論文の内容の要旨

論文題目 遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値

氏名 横 濱 竜 也

統治者の決定あるいは自らの属する政治社会全体としての意思決定が自らの信念と抵触する場合に、それでもなお被治者あるいは構成員がその決定に服従すべき理由、あるいはたとえ服従しないとしても、単に無視したり、制裁を被らない範囲で決定に違背したり、さらには国外に逃亡したりなどせず、自らの属する政治社会のために決定を是正すべく不服従に訴えて異議申し立てすべきであるとする理由、これらを明らかにする正統性原理が何であるかを明らかにすることこそ本稿の目的であり、この目的を実現するために、法の内在的価値(*intrinsic value*)としての「法の支配」こそ正統性原理の基底をなすことを、主にソウパーによる政治的責務を統治者に対する敬讓として根拠付ける議論と、N. シモンズ(*Simmonds*)のフラワーの法内在道徳を法が法であるゆえにすべからく有する内在的価値として理解することにより遵法責務を正当化しようとする企てに依拠し、またそれに対抗する政治的責務の正当化および法の規範性の根拠付けの諸議論を批判的に検討することを通じて示すことこそ、本稿で行う作業である。

まず第1部で既存の政治的責務の正当化理論の批判的検討を網羅的に行う。具体的には、第1章では構成員個々人の政治社会への帰属に対する同意による政治的責務の引き受けこそ政治的責務の正当化根拠であるとする同意理論を扱う。シモンズなどによる同意理論の批判的検討と同様、本稿でもやはり同意理論では全ての人が全ての政府の決定に服従する責務としての政治的責務の正当化には成功し得ないという立場に与するが、他方そもそも同意が拘束力を有する根拠を考えると、第7章で扱う敬讓論を考慮することが必要で、主意主義(*voluntarism*)的立場からのみ政治的責務の正当化を考えることは片手落ちであることも指摘されねばならない。第2章では私達が特定の政治社会の構成員であることが、そ

れを望んで引き受けたか否かに関わらず有する内在的価値に訴えて政治的責務を正当化しようとする連帯責務論が瞥見される。連帯責務論がメンバーシップの内在的価値を示そうとして持ち出すアナロジーが成功していないだけでなく、政治的責務がメンバーシップの持つ特定の価値に資する道具的価値においてのみ捉えられているため、その価値の実現に資するものでない政治的責務については正当化の射程から外れてしまう限界も有する。

第3章では「全員が不服従者と同じことをしたらどうなるか」という問い（批判）に端的にあらわされる、不服従の破壊的帰結に訴える帰結主義的正当化を検討する。しかし政治秩序が成り立つためにはほとんどの場合全員の遵守行動が必要でなく、むしろ不遵守によって当人また社会の幸福が増進されることも考え合わせれば、帰結主義的正当化は政治的責務に正当化には成功し得ない。しかし帰結主義的正当化は第4章の公平性論を導入する契機でもある。つまり公平性論は、一人一人が個々に服従しなくても政治秩序が破綻することはなくても、一定数以上の不服従は破壊的帰結をもたらすだろう。その上で他人の服従により維持されている政治秩序から恩恵を被っておいて、自分だけ服従しないのは「ただ乗り」であり不公平であるとして、全ての構成員が全ての政府の決定に服従する政治的責務を正当化しようとする。しかし公平性論が成功するためには、構成員相互の道徳的対称性が成り立つ必要があるところ、この成立条件である便益の自発的、意図的受領が全ての構成員によって実際になされていると考えることは困難である一方で、国家から便益を受動的に享受しているだけでも政治的責務が正当化されるとするクロスコラの議論は、第5章に述べる正義の自然的義務論と径庭がつかなくなる。第5章で扱う正義の自然的義務論は、正義原理そのものから引き出される、相互扶助義務や概して正義に見合っている政治体制に支持協力する義務に基づいて政治的責務を正当化しようとするが、多くの批判にあるように政治的責務の正当化の成功条件である特殊性の要請を充足する正当化を提供し得ない。

以上の政治的責務の正当化の失敗を受けて、第6章ではそれらが失敗した要因の所在を確認するために、国家に対する感謝からの議論、および被治者の政治的責務と統治者の政治的権威との相関を否定し、前者と独立に後者の正当化を考える支配権論を検討する。その作業を通じて明らかになるのは、政治的責務の正当化根拠となる正統性原理は、構成員相互の関係のみでなく、むしろ統治者に対する被治者の敬意の道徳的根拠を探究するところではじめて捉えられる、ということである。第7章ではこの統治者に対する被治者の敬意を「敬讓」の概念によって捉え、その道徳的根拠を明らかにしようとする、ソウパーの敬讓論を扱う。しかし統治者と被治者の立場交換の仮想の下に成り立つ相互的敬意による政治的責務の正当化では、基本的に特定の政治体制つまりは治者と被治者の同一性が成り立つ民主制を採るところのみに射程が限定されてしまう。この限界を克服するためには、統治者と被治者の人的関係のみでなく、それが法によって規制されることの価値を考える必要が生じる。それはつまり正統性原理の探究を政治的責務の正当化としてではなく遵法責務の正当化として行うべきであることを意味する。

そこで第2部では遵法責務の正当化を行う主だった法理論を順次検討する。第1章では法を私達に当てはまる理由のよりよき実現に奉仕する道具としての権威であると考えるラズについて簡単に整理する。その上で第2章でラズの権威の正当化では、法を二階の理由である排除理由が法の言うとおりにする行為理由を、法に背くことを支持する一階の理由との考量から保護する保護理由であると考えべき根拠が失われる、とするムーアの批判を見る。その上で第3章ではハートの法の規範性の分析を継承して、法が法服従行為の道徳的善し悪しを自ら熟慮・推論することをやめて、それが法であることそのものを根拠にして行為することを要求する強行理由であると捉えるシャピロと、法を強行理由として扱うことが規範的に擁護されるとする規範的法実証主義の立場に立つキャンベルの議論を見る。しかし彼らは強行理由としての法による価値対立の調停に最も資すると考えるが、ポステマが述べるように、参与者相互で互いに他が法に従うことの予期が成り立たなければ法による調停が失敗に帰するのであり、参与者が法服従すべき理由を共有するための条件を考えねばならないこととなる。そのためには権威としての法が有する機能に基づいて一般的法服従が合理的である所以を明らかにしようとする方針は諦めねばならず、法あるいは遵法責務それ自体が有する内在的価値に注目して遵法責務の正当化を行う立場を検討せねばならない。

第4章では法の正当化を規制する原理である誠実性とそのような正当化実践を通じて育まれる原理の共同体の価値こそ、遵法責務の正当化根拠であるとするドゥオーキンの議論を見る。しかし誠実性が正義や制度的に定められる決定権の分配を規制する原理と独立の内在的価値を有する所以を示していない点において、ドゥオーキンの誠実性による遵法責務の正当化は失敗している。第5章ではソウパーの正義要求論を扱う。彼は法はずべからく正義要求を行うとするが、そのように考えるべき根拠が何であるか、さらに正義要求に何が含まれるのかが明確ではない。法が強制力を伴う以上、対人関係と同様、当然に自らの求めが正義であることを誠実に主張するのではなくてはならない、という根拠であれば、法の言うとおりにすることが概して正義の実現に資することの主張でも足りるだろう。しかし他方でソウパーの議論のなかには、正義要求が被治者からの異議申し立てに対して理由をもって応答する用意があることの誠実な主張をも含むと読み取れる部分も存在する。しかしこちらはやはり統治者に対する被治者の敬讓に基づく政治的責務の正当化に依拠する議論であり、この議論の射程が限定されている以上、法のなかに統治者が被治者からの異議申し立てに対して応答する責任を負うことを主張するものと考えすることはできない。

最終的に擁護されるのは、法の内在的価値に基づいて遵法責務が正当化されるとする立場である。この立場をフラワーの「抱負としての道徳」の概念や、法内在道徳、人間行動を準則に服せしめる目的追求的企てなどの議論を下地にして展開するのが N. シモンズである。私は N. シモンズが見出した法の内在的価値とは、法がそれに服従する人々を正義を実現する主体として敬意を持って扱うことであると理解する。被治者が統治者に対する敬讓は、単に前者が自らの信念に背いても後者が誠実に正しいと信じているところから従うこ

とではなく、法の地位を有する後者の判断に対して敬意を有することと考えなくてはならない。そして統治者に対する敬讓の根拠は、被治者が統治者の決定が法としてなされることによる「品質保証」にこそある。このような法の内在的価値やそれに基づく法の支配の理解が支持されるべき所以の一端を示すべく、最後にドゥオーキンの法の支配論および井上達夫の法の支配論を批判的に検討する。その中核的主張は、構成員の間の、あるいは統治者と被治者の間の相互的敬意によって裏づけられる敬讓を基盤にして法の支配を理解することは、法の支配を遵法責務の根拠にして正統性原理であると考えられる限り、適切ではない、ということである。